告　示

埼玉県告示第二百六十八号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

令和六年三月十九日

埼玉県知事　大　野　元　裕

一　許可番号

第二〇二二―一一―一号

二　雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県富士見市大字鶴馬字畑下千九百二十七番一外十七筆

三　雨水流出抑制施設の容量

容量　千六百十三・八三立方メートル